

平成23年度

大学等における地域復興のための
センター的機能整備事業

公募要領

平成23年11月

文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 公募対象	1
	(2) 申請者・申請件数・公募内容等	1
	(3) 選定件数	2
	(4) 事業規模	2
	(5) 事業の期間	2
	(6) 取組に対する経費措置	2
3	選定方法等	3
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	3
	(2) 申請要件違反	3
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	4
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書	4
	(2) 申請期限・提出先	4
	(3) その他	4
6	公表等	5
7	その他	5
8	問い合わせ先	5

1 事業の背景・目的

[背景]

東日本大震災は甚大な被害をもたらし、被災地域は極めて厳しい状況におかれています。被災者のくらしや地域コミュニティの再構築及び地域産業の再生を成し遂げるためには、高度な知的資源をもつ、知の拠点である大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の活用が急務となっています。

あわせて、中長期的には、復興の担い手を養成するということが極めて大きな課題となり、地域の担い手となる人材を養成する大学等の貢献が求められています。

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定）

5 復興施策

（3）地域経済活動の再生

①企業、産業・技術等

（iv）…また、大学等における復興のためのセンター的機能を整備する。

[目的]

大学等が、被災地の自治体からの要望等を踏まえ、自治体、関係機関及び他大学等と連携・協力してこれまで行ってきた様々な取組を継続的・発展的に実施していくため、大学等の地域復興センター的機能の整備を支援することにより、被災地域のコミュニティの再構築、地域産業の再生及び医療再生等を行いつつ、復興の担い手を養成することを目的とします。

2 事業の概要

（1）公募対象

- 東日本大震災により特に甚大な被害があった岩手県、宮城県、福島県の3県（隣接地域を含む。）に所在する大学等が、自治体や他大学等と連携・協力してこれまで行ってきた様々な取組であって、自治体からの要望等を踏まえ、発展又は継続が必要な取組を公募の対象とします。

（2）申請者・申請件数・公募内容等

- 本事業の事業者は大学等の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人、国立高等専門学校機構又は地方公共団体）、申請者は大学等の学長（高等専門学校においては校長。以下、「学長等」という。）です。事業者には、大学改革推進等補助金（大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業）が交付されます。
- 複数の大学等が連携して行う取組の場合は、連携する大学等から一校が代表（以下、「代表校」という。）となって申請してください。

- 公募は以下の区分により行います。1 大学等の申請件数の上限は、区分にかかわらず、1 件とします。なお、連携校（連携する大学等のうち代表校以外の大学等をいう。）である場合はその限りではありません。

<区分> いのち、くらし、しごと、まち

<取組の例> 地域の医療再生に関する取組、地域のコミュニティ再生（ボランティア、アーカイブ化、教育支援 等）に関する取組、地域の産業再生・地域復興（まちづくり 等）に関する取組、地域復興の担い手の養成に関する取組（就職支援含む）

※「取組の例」はあくまでも例示であり、これらに限定されるものではありません。

- 審査を希望する区分を選んで申請してください。
- 知の拠点である大学等が専門的知見を活かした地域の復興に資する取組が申請の時点で既に行われており、かつ、その取組は自治体からの要望を踏まえて連携したものであることが必要です。

（3）選定件数

選定件数は、全体として15件程度としますが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

（4）事業規模

- 平成23年度は、区分ごとに以下の金額を申請の上限額（自己負担分は除く。）とします。この金額は上限額であり、事業内容等を勘案の上、復興に必要とされる内容に精選して申請を行って下さい。なお、交付決定の際には、必要な調整を行うことがあります。

①いのち : 上限6億円

②くらし・しごと・まち : 上限2億円

（注）本事業の実施については平成23年度補正予算（第3号）の成立が前提となります。

（5）事業の期間

最大5年間

※ただし、平成24年度以降については概算要求中であり、今後の予算状況によります。

（6）取組に対する経費措置

- 平成23年度申請経費については、設備備品費、旅費、人件費及び事業推進費としますが、年度内の執行が前提となることに留意して申請して下さい。
取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画を立て、申請書の「取組に係る経費」を作成して下さい。

- 使用できる経費の取扱いの詳細については、文部科学省Webサイトに掲載している「平成23年度大学改革推進等補助金（大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業）取扱要領（案）」等を参照してください。

（参考）平成23年度大学改革推進等補助金について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm

3 選定方法等

- 本事業の選定のための審査は、「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業選定委員会（以下、「委員会」という。）」において行います。選定方法等の概要は、『大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業』審査要項』等を参照してください。
- 選定取組は、文部科学省において委員会の審査結果を踏まえつつ、地域バランス及び申請内容等を総合的に勘案し決定します。
- 選定された大学等には、学長等あて選定結果を通知します（12月上旬頃通知予定。）。

4 要件違反等

（1）形式的要件違反

公正な審査を行うため、形式的要件違反があった場合は審査対象外となる場合がありますので、申請時には十分注意してください。

（2）申請要件違反

- 公正な審査を行うため、「2 事業の概要」の「（2）申請者・申請件数・公募内容等」で示した申請件数を超える申請があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。（該当する申請がある場合は、大学等に対しての事情確認を行った後、その件数を超えることとなる申請については取り下げをいただくこととなります。）
- 当該大学等において、既に大学改革推進等補助金、研究拠点形成費補助金又は国際化拠点整備事業費補助金等により文部科学省が行っている他のプログラム（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似の取組、また、過去に選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組の申請があった場合は、審査対象外とします。

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても申請書類に重大な誤りや虚偽の記載等が判明した場合は選定が取り消されることがあります。

5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書

「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業申請書類等作成・提出について」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長等から文部科学大臣あてに申請してください。

(2) 申請期限・提出先

申請書類等は、以下の提出先へ提出期限内に配達が可能である方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送してください。（受付会場は設けませんので郵送等による提出をお願いします。）

なお、提出期間内に申請書類等が提出されない場合は、審査対象外とします。

【提出期間】平成23年11月16日（水）～24日（木）必着

【提出先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室

※梱包箱等に「地域復興センター整備事業申請書」と朱書きで記載してください。

【提出書類及び部数】

1. 大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業申請書

片面印刷（印刷原稿用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

2. 上記関係の書類を保存したCD-RW・・・・・・・・・・・・・・・・・・大学等ごとに1枚

※なお、提出にあたっては、指定の文部科学大臣宛公文書に添えて提出してください。

(3) その他

- 申請書類等は返却しませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。
- 申請書等にかかる提出後の差し替えや訂正は、申請受付期間中を除き認めません。

6 公表等

- 募集締切後、申請大学等名及び取組名称を公表する予定です。また、選定された取組については、内容等についても公表する予定です。
- 申請書に基づき、事業が展開されているかについて状況調査を行う場合があります。

7 その他

- この公募は、平成23年度第3号補正予算の成立を前提としており、国会における予算審議の状況により選定件数等その他の変更することがあります。

8 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室

電話：03-5253-4111（内線3319）